

愛知教育大学数学教育学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、愛知教育大学数学教育学会と称する。

第2条 本会は、主たる事務局を愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1 愛知教育大学数学教育講座に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、数学および数学教育に関する研究の発表、情報の交換を行い、会員相互の連絡を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会および講演会の開催
- (2) 機関誌及び図書 の刊行
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会員及び会費

第5条 本会は、正会員と特別会員をもって組織する。正会員とは本会の目的に賛同し、入会を申し込み、役員会の承認を経た、数学および数学教育の研究に関心をもつ者をいう。特別会員とは本会の功労者で、役員会の議決により推挙された者をいう。

第6条 本会は、正会員及び特別会員に会費を求めない。

第7条 正会員及び特別会員は、以下の権利を有する。

- (1)研究発表 理事の推薦の下、本会の主催する研究会に研究を発表することができる。
- (2)論文投稿 理事の推薦の下、本会の機関誌に論文を投稿することができる。
- (3)情報提供 本会の研究会の開催及び機関誌の発刊に際し、情報を受け取ることができる。

第8条 本会に新たに入会するものは、会員の推薦により、役員会の承認を得るものとする。

第9条 会員が退会しようとする場合には、退会届の提出を原則とする。なお、学会側から発信した情報を受け取れる状況にない会員については、退会したものとみなす。

第4章 役員

第10条 本会には、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1)会 長 | 1名 |
| (2)副 会 長 | 5名 |
| (3)理 事 | 若干名 |
| (4)会 計 | 2名 |
| (5)庶 務 | 5名 |
| (6)会計監査 | 2名 |

- 第 11 条 役員は、正会員中から選出し、会務を統括し、総会の議決に従って各種の業務を執行する。
第 12 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 総会

- 第 13 条 総会は、原則として毎年 1 回以上、これを開く。
第 14 条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

第 6 章 会計

- 第 15 条 本会の経費は、寄付金をもってする。
第 16 条 本会の会計年度は、総会の 1 週間前に始まり、翌年の総会の 1 週間前に終わる。

第 7 章 会則の変更

- 第 17 条 本会則の変更は、総会の決議による。

附則

- 第 18 条 本会則の施行に関する会則以外の事項は、役員会で別に定める。

本会則は、昭和 54 年 3 月 25 日より施行する。

本改正会則は、昭和 61 年 3 月 21 日より施行する。

本改正会則は、平成 13 年 12 月 8 日より施行する。

本改正会則は、令和 5 年 12 月 9 日より施行する。

本改正会則は、令和 6 年 12 月 8 日より施行する。